

〔大倫訓蒙圖彙〕薪や 四國をはじめ所々より上る諸の薪炭を商四條中島上ル丁より二條までに有、其外五條七條所々にあり、貯取あつてこれを賣手の所につける。京にては小上こあがと號ひ、大坂にては中師なかしといひ、諸國にては日用ひようといふ。

〔人倫訓蒙圖彙三〕柴賣女 薪とする賤なり、爪木とは手にて折ほどの薪なり、眞柴かるとも爪木となるも歌によめり、都の邊山里より薪をいだす、わきて大原木とて名にたかし、此里より出る柴うる女の白き帶に白脚半して、かいてのあれば、かづきたる柴を後ざまよりみするなり、むかし平家の運かたぶきて後女院大原のおくにすみ給ふ、其下女ども此所に住居しが世わたるよすがなふして、柴をうりけるが、さすがおもてを耻て、うしろむきてみせける、其遺風なりとかや、最殊勝の因縁なり。

〔天保十一年武鑑〕御薪方

〔天明集成絲綸錄四十〕安永二巳年九月

淺くさ 山宿町 伊勢屋庄右衛門

此度町中炭薪仲買共組合、十五組ニ相定候間、以來新規加入并仲買株譲渡、又は所替名前替印形改、或は商賣相休、家主替等之節も、其時々當人并其組之年行事月行事附添、其所之家主名主致加印ば書付を以、樽屋藤左衛門方帳面に相附、可致印形候、若組合江も不入、炭薪仲買致商賣候者も有之、又は前書之趣致等閑候者も候はゞ、吟味之上、答可申付候、右之趣、町中急度可相觸者也。

九月

〔續修東大寺正倉院文書後集四十〕寫經司解申薪并菜價錢用事

合所請錢壹仟文

五百九十五文用

總買物拾種

薪廿六荷

價錢二百卅四文

荷別九文
中略